

学校感染症（学校において予防すべき感染症）

・学校保健安全法施行規則 第18条：感染症の種類、第19条：出席停止の期間の基準

分類	感染症名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで ＜令和5年5月8日より施行＞
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により学校医、その他医師において感染の恐れがないと認めるまで
	※その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、手足口病など)	基本的には欠席扱いだが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがあると認められる場合には、出席停止になることがある。

参考：日本学校保健会発行「学校において予防すべき感染症の解説」(2018年3月)